No. 11

小作争議調査表

（昭和　年　月分）

場所	福岡縣早良郡入部村大字西入部字餅田
關係人員	地主　一人（樋口憲蔵） 小作人　一人（横田善太郎）
地主關係團体	ナし
原因	小作人は大正十一年より昭和六年度迄の小作米二十三俵を滞納しあるに依り地主より土地返還要求若し応じたらずして刈入期に至り現耕作者と共同耕作したるを理由とし十月三十日内容証明を以て稲刈取方を通告せり
發生	昭和七年十月三十日
終熄	昭和八年十二月三日
關係地種類面積	田三段二畝歩
小作人關係團体	全農福佐聯合会（全議派）壱岐村支部西入部班
要求事項	土地返還要求
經過	①小作人は稲の刈取をなし小作関係は以前の通り継続するものと主張し、地主に於ては小作関係なしと主張し数度会見を重ねしも決定せず ②再三個人的交渉を重ねたる結果下記條件にて解決
結果	一、昭和七年度稲作は全部小作人に於て収穫し玄米八俵（三斗四升入）を納入する事 二、従来の小作米未納二十俵は全免すること 三、本年稲作収穫后は地主に土地を返還すること

財團法人 協調會福岡出張所

備考	①町長の調停に依り借地人越智に対し慰藉料五十円を贈呈し他に移転にて解決したる処、一方借地人は三十年の賃貸を要求したる為め今日迄の交渉を破棄。 ②十月十三日 川越区長借地人代表として白紙にて交渉申込 ③十一月十四日 地主、旧地主、借地人、区長五名会合協議 ④十一月十五日の協議の決果下記條件にて解決 十一月十七日仮処分取下げ